

平成27年度人事院政策評価結果

人事院会議決定
平成28年3月25日

人事院は、平成27年度人事院政策評価結果について、次のとおり決定する。

評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価している。

○「達成度」に係る評価基準

| 評価(高順位) | 評価の目安 |
|------------|--|
| 目標超過達成 | 具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標に向けて顕著な進展が見られた (100%+ α) |
| 目標達成 | 具体的な取組内容をすべて実現した (100%) |
| 相当程度進展あり | 具体的な取組内容をおおむね実現した (75%以上100%未満) |
| 進展が大きくない | 具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった (50%以上75%未満) |
| 目標に向かっていない | 具体的な取組内容をほとんど実現できなかった (50%未満) |

評価結果一覧

| 政 策 | 達成度 | ページ |
|--|--------------|-------|
| <p>1 人材確保策の検討、充実 【人材局】</p> <p>(政策目標) 多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。</p> | 目標達成 | P. 1 |
| <p>2 国際化に対応し得る行政官の育成 【人材局・公務員研修所】</p> <p>(政策目標) 行政課題の国際化が進展し、各府省における人材育成ニーズも多様化する中で、我が国の国益を実現し国際社会に貢献できるような高度な能力を有する人材を育成するため、外国への派遣研修を適正に実施するとともに、行政研修においても国際化に対応した研修機会の提供に努める。</p> | 目標達成 | P. 5 |
| <p>3 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現 【給与局】</p> <p>(政策目標) 人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条に則って、国会及び内閣に対し、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。</p> | 目標達成 | P. 9 |
| <p>4 職業生活と家庭生活の両立支援の推進 【職員福祉局】</p> <p>(政策目標) 職員の仕事と家庭生活の適切な両立及び職員の健康保持増進が図られるよう、勤務環境の整備を一層推進する。</p> | 相当程度 進展あり | P. 12 |
| <p>5 公平審査の適正かつ円滑な実施 【公平審査局】</p> <p>(政策目標) 各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p> | 目標超過 達成 | P. 14 |
| <p>6 人事・給与関係業務情報システムの円滑な導入、安定的な運用 【職員福祉局】</p> <p>(政策目標) 人事・給与システムにより給与支給等を行っている本番稼働府省の安定的な運用の確保に努める。さらに、人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成27年3月27日人事給与業務効率化推進会議決定）に掲げられている施策を実施し、人事給与業務の簡素化・効率化を図るとともに、システム運用等に係る政府全体の経費の最小限化等を実現する。</p> | 相当程度 進展あり | P. 16 |